

# 論文内容の要旨

論文題目 取引と取引制度の経済学

氏 名 加賀見 一彰

本研究は、ミクロ経済学の手法を用いて、取引および取引制度について考察することを主題としている。ただし、理論的な考察だけに拘泥するのではなく、実態把握との連繋のうえで議論することに力点が置かれる。本文を構成する各章は、概説的な議論を展開するもの、理論的に精緻化された考察を進めるもの、および、現実の取引・取引制度の実態を明らかにするもの、というそれぞれに異なる役割を与えられている。そして、全体として、統一の主題である「取引と取引制度の経済学」への接近が図られる。以下、各章ごとに、その具体的な内容を概観する。

まず第1章は、導入部として研究全体の方向性を提示する。まず、制度というものの理解は経済学黎明期からの主要テーマであったが、近年になって改めて強い関心を集めていることが指摘される。ゲーム理論や情報の経済学といった分析ツールが開発・高度化され、実用に耐えうるものになったのをうけて、従来の制度派経済学とは一線を画した制度の経済分析が、様々な領域で活発に展開されているのである。

ところが、ここで二つの問題点を指摘しなければならない。ひとつは、「そもそも制度とは何か」という問題である。これまでは、「ゲームのルール」という理解と「ゲームの均衡」という考え方に大きく二分されてきた。しかし、これらの定義は、必ずしも

包括的なものではなく、通常は「制度」だと考えられていながらこの概念規定からはこぼれ落ちてしまうものが存在する。そこで、本章において、本研究を通じた「制度」概念を規定しておく。すなわち、「制度とは、複数の人間の行動を方向付けるような人為的な仕組みである」とする。

もうひとつの問題点は、分析ツールである契約理論に内在する。この手法に依拠して議論を展開する経済学者の多く（実は経済学者だけではないのだが）は、様々な制度・仕組みの実体的な側面にのみ着目し、手続的な側面を捨象してしまう傾向が強い。ごく最近になって **enforcement** の重要性が指摘され、手続的側面への認識が改められつつあるが、その射程も射界も限定されたものだといわざるをえないのが現状であろう。そこで、本章において、本研究の背骨となる考察課題として「不完全な **enforceability** のもとでの最適な制度設計」を設定することが提示される。

これを承けて、次の第2章「契約、取引および取引制度」では、取引と取引制度の基本的な概念と機能を整理し、研究全体の基礎的な方向性を深化させている。取引は契約という形式に依拠して実現されるが、契約の実現・円滑化のために、様々な統制機構（**governance structure**）が構築される。本研究では、これまでの議論と同様に、取引費用に着目して統制機構の選択と設計について考察する。問題は取引費用の発生因についての考え方である。ここで、取引過程における権利－義務を定めるルールを「実体法」と呼び、手続過程における諸ルールを「手続法」と総称することにする。そして、手続法の本質を「限定合理性や情報偏在という状況設定のもとで紛争に携わる主体達の行動を規定する制度」と捉える。そして、取引費用の発生因について検討するうえで、

従来の研究では統制機構の実体法に議論を集中してきたが、本章においては、手続法の重要性が指摘される。特に、これまでほとんど無視されてきた「限定合理的な世界で提訴がなされる状況」という極めて現実的な設定における取引費用について、実体的側面と手続的側面の両面から考察する必要性があることが主張される。

続いて、第3章「不完全な検証可能性と証明責任の分配」では、事実認定という機能に着目して、望ましい司法制度設計についてのモデル分析を展開する。また、これまでの議論において取り扱うことが困難であった契約法領域での証明責任の分配について、クリアな結論を導き出している。

証明責任の分配に関する先行研究では、社会的費用最小化という基準に従って、事前のモラル・ハザードの抑止と事後の裁判費用の負担とをバランスさせるような証明責任の割り当てが主張されていた。しかし、この基準は、十分な制裁によって事前の行動が適切に方向付けられ、従ってそもそも裁判が起こらないケースでは何も判断できない。契約の文脈では有効に機能しないのである。

一方、従来の契約理論に対する批判的な展開という役回りも本章の議論に賦与されている。すなわち、まず、これまでの議論では、検証不可能＝完全には証明できない事実について提訴が為されることはないという「想定」してきたが、この想定を一般的に正当化する根拠を与えることは難しい。そして、この想定を斥けると、検証不可能な事実について裁判がなされるというサブゲームが存在することになる。すると、このサブゲームの帰結が定まらない限り、実現される取引に関する予想はサブゲーム完全性を満たしていないことになる。これは理論上の重大な瑕疵であるといわざるをえない。

そこで、本章は、事前の行動が適切に選択されかつそのときに限り提訴が為されないという基準を採用してモデル分析を行う。このモデルは、過誤を伴って事実認定を行う裁判所を前提とする。このため、契約違反が認定された場合の賠償金について、濫訴を抑止するための上限（最適提訴条件）と同時に、契約履行に十分な誘因を与えるための下限（履行条件）が設定される。そして、これら二つの条件が同時に満たされるように証明責任が分配されるべきだと主張される。

第4章「下請取引関係における取引の失敗と下請系列の形成」では、視点を変えて、現実経済のなかに題材を求め、1950年代におけるわが国の組立機械工業の取引実態の解明に努める。これまでの研究では、わが国の産業組織の重要な特性のひとつとされる下請系列について、その形成過程の実態とメカニズムについて十全たる説明を提示できていない。ここでは、市場という取引統制機構が限界に直面するときに、これを克服する私的な制度として系列が形成されたと主張する。

まず、当時の経済概況として、大量生産—大量消費社会への移行が進展していた。本章が着目する組立機械工業では、この動きに適合した合理的な生産システムを速やかに確立を企図していた。そこで、その初期段階では、多くの元請業者は、急速な量的拡大を達成するために、外部に豊富に存在していた既存の中小事業者を下請として生産システムに組み込んだ。しかし、更なる発展のためには、生産システム全体としての機械設備の更新と工程管理の徹底が必要とされた。

ここで下請業者の立場で考えると、特定の元請業者との専属取引は自らの交渉力や情報レントの喪失につながるので、分散取引をすることが望ましかった。従って、関係特

定的な支出や技能形成には消極的であった。一方、これに対する元請業者の最適反応は、経営支援を行ったとしてもその効果が他の元請業者に漏出してしまうので、援助等を行うことなく交渉力を行使して余剰を可及的に抽出することであった。そして、これに対する下請業者の最適反応は分散取引であった。結局、元請業者は搾取・しわ寄せを行い、これに対して下請業者は納期違反や手抜作業をするという行動の組合せが Nash 均衡になっていた。そしてこの状態では、生産システム全体としての効率性向上は阻害されることになる。この事実はこれまでの研究では指摘されていない。

下請系列は、この非効率な均衡からより効率的な均衡への移動であると考えられる。この移動は、取引の継続性や信頼資産によってサポートされないので、単発的な取引の中における当事者達の経営判断の一環として選択された。そして、このようにして形成された下請系列が信頼資産や評判資産を次第に蓄積していくことで、1970年代以降の取引制度へとつながっていったと考えられる。

第5章「優越的地位の濫用規制への新視点」は、第3章で展開された理論モデルと第4章において確認された取引実態を前提として、独禁法上で運用される優越的地位の濫用規制とその特別法と位置づけられる下請法について検討している。本章では、これまでこの規制は取引関係に公的介入を行う実体法であると考えられてきたが、その実態を丹念に調べてみると、むしろ手続法として重要な位置づけを与えるべきであると結論づける。すなわち、提訴や裁判活動を、下請業者に代わって公正取引委員会が展開することが下請法の中心的な内容であると主張する。

そして、第6章「私法的救済システムの限界と公的介入」は、第5章の議論を理論面からサポートするために用意されている。まず、前提として、第3章のモデルにおける「最適提訴条件」と「履行条件」が同時には満たされない——すなわち、手続法の不備によって取引の効率性が損なわれている——状況を想定する。ここで、公的主体が一定の確率で、私的取引を強制的に(疑似)裁判過程に進行させるような司法政策を考える。これは、第5章で明らかにした下請法の中心的な機能そのものである。そして、この政策によって、効率性が改善する可能性があること(介入コストのために最善は達成されないけれども)を明らかにする。この結論は、下請法についてのこれまでの見解を大きく修正するものであると同時に、私的取引への公的規制についての新たな視点を拓くものでもある。

最後に第7章では、研究全体のまとめと、残された課題について整理している。

(3850字)

〒113-0032

東京都文京区弥生 2-4-10-104

加賀見一彰

tel: 03-5684-0910

mail: KazKagami@aol.com